

岐阜市福高第 993号
岐阜市福介第1592号
岐阜市福障第1163号
令和5年3月1日

高齢者・障がい者施設 管理者 様
介護保険・障がい福祉サービス事業所 管理者 様

岐阜市長 柴橋正直
(公印省略)

【令和5年4月当初／概ね1週間に2回の抗原定性検査の実施】

高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所の
職員に対する抗原定性検査の実施について（依頼）

平素より、本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、猛威を奮った新型コロナウイルス第8波は、ここに来て、新規感染者数が日々減少傾向となっています。また、本年5月8日から新型コロナの感染症分類を「2類」から、季節性インフルエンザと同じく「5類」への移行が予定されていますが、現在も高齢者施設を中心にクラスターが度々発生するなど、集団内で一気に感染が拡がる傾向は変わっておらず感染力そのものはきわめて高く、また、高齢者や基礎疾患のある方などは重症化や命の危険性が伴う状態となる可能性も高いことから、各施設・事業所内で感染予防中心の継続した対策が求められる状況です。

このような中、今後におきましても、お一人お一人の基本的な感染防止策の徹底が何よりも大切です。そこで、社会経済活動とのバランスを図り、ウィズコロナに向けた対応として、以前から本市で取り組んでいる高齢者施設等の職員が施設・事業所内に感染を持ち込むことを予防するための検査について、令和5年度はPCR検査から、簡易かつ短時間で検査結果が判明する抗原定性検査に変更して、取り組みを図ることを検討しています。

なお、新たな対応方法を取り決めるまでの間、また、令和5年4月当初は2類から5類へと移行する転換期でもあることからも、4月当初は当分の間の対応として、**抗原定性検査を下記のとおり行います。事前申し込みを行っていただき（申し込み締め切り：3月8日（水）17時）、必要な抗原定性検査キットについて、お手数をおかけしますが、市役所まで受け取りにお越しいただき、各施設・事業所で検査いただく対応とさせていただきます。また、今回の取り組みでお渡しする抗原定性検査キットは、4月1日から21日迄の3週間の検査6回分（申込多数の場合は3回～5回分）を予定しています。**

高齢者施設等におかれまして、新型コロナは未だ安心できる状況ではございません。引き続き多くの施設・事業所の皆様からの積極的な申し込みをお願いいたします。

あわせて、事業内容や申し込み要件等にご留意いただき、**施設及び事業所内のさらなる感染対策及びサービス利用者や職員への安全対策の一つとして、ぜひご活用ください。**

記

令和5年4月当初（4月1日～4月21日）に、施設・事業所の職員に対する抗原定性検査の実施を予定し、岐阜市（担当課）に対し、3月8日（水）の17時までに「令和5年4月 職員に対する抗原定性検査実施申込書 兼 キット受取書」を提出している施設・事業所が対象です。

施設・事業所の利用者はこの検査の対象外です。本市で以前から実施している抗原定性検査キットの提供事業をご活用ください。

※令和4年11月22日通知参照。その他詳細は岐阜市ホームページ <https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1018981.html> をご確認ください。

そのほか、**詳細は別紙のとおり**です。

2 主な留意事項

① 検査キットの配付

申し込み後において、確実に検査キットをお渡しするため、令和5年3月23日・24日の9時～17時の間に市役所の配付場所にお越しください（郵送はできませんのでご承知ください）。

※配付窓口の混雑緩和のため、検査対象者が多い（職員数が多い）施設・事業所に対しましては、後日、市から別途日程等について相談させていただく場合がありますので、ご承知ください。

検査キットは、検査実施予定職員の6回分（1週間に2回×3週間分）を、一括して配付する予定です。申込多数の場合は3回～5回分となりますので、ご承知ください。

② 検査キットの使用管理の徹底等

検査の申し込みに当たっては、「**令和5年4月 職員に対する抗原定性検査実施申込書兼 キット受取書**」を市へ提出し、あわせて、使用週（土～金）ごとに「**令和5年4月 職員に対する抗原定性検査結果報告書（毎週報告書）**」を、市の担当課まで確実に毎週提出してください。

③ ホームページの開設

本件に関する情報は、**岐阜市福祉部介護保険課のホームページ**に順次掲載します。
ご参考ください。

◎【令和5年4月】岐阜市内の高齢者・障がい者施設等の職員に対する抗原定性検査の実施について

・URL : <https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1019968.html>

・岐阜市トップページ>健康・福祉>介護保険>介護サービス事業者の方へ

>【令和5年4月】岐阜市内の高齢者・障がい者施設等の職員に対する抗原定性検査の実施について

④ 検査時の注意事項

検体（鼻腔ぬぐい液）を**自己採取できない方への検査は、他者への検体採取となり、医療行為となるため、医療従事者（医師、医師から指示を受けた看護師等）によって、行っていただく必要があります**。

⑤ 検査キットの提供に関する問い合わせ先

岐阜市保健所（感染症対策課）では、市民の皆様や医療関係者の方々から新型コロナウィルス感染症のお問い合わせが多数寄せられています。

したがいまして、この**検査キットの提供に関するお問い合わせは、以下の各課担当者にお寄せいただくよう、お願ひいたします**。岐阜市保健所（感染症対策課）への直接のお問い合わせは、ご遠慮ください。

<担当課（問い合わせ先）>

・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、介護予防支援事業

福祉部 高齢福祉課（担当：神山、宇野）

TEL：058-214-2172

FAX：058-264-5090

E-mail : koure@city.gifu.gifu.jp

・その他高齢者施設及び介護保険サービス事業

福祉部 介護保険課（担当：渡邊、垣内）

TEL：058-214-2093

FAX：058-267-6015

E-mail : kaigo-jigousyo@city.gifu.gifu.jp

・障がい者施設及び障害福祉サービス事業

福祉部 障がい福祉課（担当：土谷、西尾）

TEL：058-214-2136

FAX：058-265-7613

E-mail : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp